

(お知らせ)

令和3年4月26日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

〔担当：京都市行財政局財政室〕
〔電話：075-222-3293〕

京都府緊急事態措置に伴う本市所管施設の 利用予約のキャンセル対応について

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象となる条件について

- ① 京都府緊急事態措置期間（4月25日～5月11日）を利用日とする利用予約をキャンセルする場合

※ 4月12日（月）から実施している京都府まん延防止等重点措置期間における施設閉鎖時間帯を含む利用予約をキャンセルする場合と異なり、利用する時間帯を問わない。

※ 利用日変更、延期などキャンセルによらない対応ができる場合を除く

- ② 令和3年4月25日（日）時点で当該利用予約が成立している場合

※ ただし、京都府が緊急事態宣言の発令を要請した令和3年4月21日（水）～令和3年4月24日（土）にキャンセルされた場合を含む

2 上記1の全ての条件を満たす場合の使用料又は利用料金の取扱いについて

既に公の施設の使用料又は利用料金が納入されている場合は全額還付します。
また、未納の場合は納入を求めません。

3 キャンセル受付期間について

京都府緊急事態措置が期間途中で解除された場合、その時点で全額還付を前提としたキャンセルの受付は終了します。

※ 詳しくは、各施設にお問い合わせください。